

事務連絡  
平成31年2月18日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務担当課  
附属高等学校（中等教育学校後期課程，特別支援学校高等部を含む）  
を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）の冊子の配布について

文部科学省においては，平成30年3月に告示した高等学校学習指導要領の趣旨や内容について理解を深めていただくため，全国の学校（高等学校，中等教育学校後期課程，特別支援学校高等部，大学等），教育委員会等に対して（別添1）のとおり配布いたします。

については，このことについて都道府県教育委員会においては所管の学校及び域内の市町村教育委員会を通じて各市町村所管の学校に対して，指定都市教育委員会においては所管の学校に対して，都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては所轄の学校及び学校法人等に対して，附属学校を置く国公立大学法人においてはその管下の学校に対して，周知くださいますようお願いいたします。

記

#### 1. 文部科学省からの配布方法及び配布時期（予定）

高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）は，各学校等，それぞれの宛先に文部科学省から発送します。配布部数等は（別添1）を参照ください。

【発送時期】平成31年2月28日以降，順次発送

## 2. 配布に当たっての留意事項

高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）は、平成 31 年 4 月以降に継続的に使用するものであることを念頭に、各学校における教師への配布については、平成 31 年 4 月以降に、平成 31 年度に在籍する教師に対して行っていただきますようお願いいたします。

## 3. 過不足が生じた際の対応について

各高等学校及び中等教育学校における配布部数は、原則、平成 30 年度学校基本調査において「本務教員数」として回答いただいた数に加え、各 2 部を予備として配布する予定です。

（別添 1）に記載のとおり、高等学校及び中等教育学校に対する送付に不備があった場合の連絡先を各学校の管理機関とさせていただいています。所管又は所轄の学校から冊子の過不足について連絡があった場合は、（別添 2）により対応をお願いいたします。

なお、「高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）」は、「株式会社東山書房」から出版されているほか、文部科学省のホームページにも掲載しています。

### **【本件担当】**

文部科学省初等中等教育局  
教育課程課教育課程企画室審議・調整係  
TEL：03-5253-4111（内線 4730）  
Mail：kyokyo@mext.go.jp

## 【発送予定の送付状】

平成31年3月

高等学校教育関係者 各位

文部科学省初等中等教育局教育課程課

高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）の冊子の配布について

平成30年3月に告示した高等学校学習指導要領について冊子を作成しましたので、下記の通り配布します。本冊子や高等学習指導要領解説を活用し、新しい高等学校学習指導要領の趣旨・内容について理解を深めていただきますようお願いいたします。

なお、各学校における教師への配布については、平成31年4月以降に、平成31年度に在籍する教師に対して行っていただきますようお願いいたします。

## 記

## 【配布部数】

都道府県教育委員会	各100部	国公立の特別支援学校	各25部
政令指定都市教育委員会	各20部	国公立の高等専門学校	各3部
市区町村教育委員会（高等学校を設置している）	各20部	国公立大学、公立短期大学（教員養成課程設置・附属学校設置）	各9部
市区町村教育委員会（高等学校を設置していない）	各3部	国公立大学、公立短期大学（教員養成課程設置）	各6部
都道府県知事部局	各20部	国公立大学、公立短期大学（上記以外）	各3部
株式会社立学校事務担当部局	各10部	株式会社立大学	各3部
国公立の高等学校	必要部数(※1)+予備2部	独立行政法人大学入試センター	5部
国公立の中等教育学校	必要部数(※1)+予備2部		

(※1) 各高等学校及び中等教育学校における「必要部数」は、原則、平成30年度学校基本調査において「本務教員数」として回答いただいた数としています。

## 【送付部数が不足している場合の対応】

## 高等学校及び中等教育学校以外の機関

- ・送付部数が梱包ラベルに記載の部数（上記の配布部数）に満たない場合は、同ラベル記載の発送業者へお問い合わせください。
- ・上記の配布部数以上の部数を希望する場合は、出版・販売されている冊子(※2)をお求めください。

## 高等学校及び中等教育学校

- ・送付部数が梱包ラベルに記載の部数に満たない場合は、同ラベル記載の発送業者へお問い合わせください。
- ・上記以外の不備があった場合は、各学校の管理機関（教育委員会等）に御相談ください。
- ・平成30年度学校基本調査において「本務教員数」として回答いただいた数以上の部数を希望する場合は、出版・販売されている冊子(※2)をお求めください。

(※2) 「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）」（東山書房）

（高等学校学習指導要領解説も順次発売開始）

【本件担当】 文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

TEL 03-5253-4111（内線4730）

## 高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）の配布における 過不足が生じた場合の対応について

### 【都道府県立学校で過不足が生じた場合】

各学校に配布した部数での調整が困難な場合は、域内の都道府県立の学校間で調整をお願いします。その上でも調整が困難な場合は、都道府県教育委員会において、各都道府県教育委員会に配布した部数内での調整をお願いいたします。

### 【市町村立学校で過不足が生じた場合】

各学校に配布した部数での調整が困難な場合は、域内の市町村立の学校間で調整をお願いいたします。その上でも調整が困難な場合は、市町村教育委員会において、各市町村教育委員会に配布した部数内での調整をお願いいたします。

### 【指定都市立学校で過不足が生じた場合】

各学校に配布した部数での調整が困難な場合は、域内の指定都市立の学校間で調整をお願いいたします。その上でも調整が困難な場合は、指定都市教育委員会において、各指定都市教育委員会に配布した部数内での調整をお願いいたします。

### 【私立学校で過不足が生じた場合】

各学校に配布した部数での調整が困難な場合は、都道府県私立学校事務担当課に配布した部数内での調整をお願いいたします。また、可能な範囲で私立学校間での調整もお願いいたします。その上でも調整が困難な場合は、都道府県教育委員会との調整をお願いいたします。

### 【国立大学附属学校で過不足が生じた場合】

各学校に配布した部数での調整が困難な場合は、複数の附属学校をゆする国立大学法人においては、学校間での調整をお願いいたします。その上でも調整が困難な場合は、都道府県教育委員会との調整をお願いいたします。

### 【公立大学附属学校で過不足が生じた場合】

各学校に配布した部数での調整が困難な場合は、都道府県教育委員会との調整をお願いいたします。

### 【株式会社立学校で過不足が生じた場合】

各学校に配布した部数での調整が困難な場合は、各地方公共団体株式会社立学校事務担当課に配布した部数内での調整をお願いいたします。その上で調整が困難な場合は、都道府県教育委員会との調整をお願いいたします。

### 【都道府県教育委員会で調整が困難になった場合】

各都道府県教育委員会において調整が困難になった場合は、各都道府県私立学校事務担当課との調整をお願いいたします。指定都市を有する道府県は、指定都市教育委員会とも調整をお願いいたします。その上でも調整が困難な場合には、文部科学省の担当宛てに御連絡ください。